

ラブちゃんでんき 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

- 主な変更点
  - 一部内容改定、適用単価の変更
- 電気料金メニュー約款（ラブちゃんでんき）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後				
表紙	電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき 東北エリア) (ラブちゃんでんき 東京エリア) (ラブちゃんでんき 中部エリア) (ラブちゃんでんき 関西エリア) (ラブちゃんでんき 中国エリア) (ラブちゃんでんき 四国エリア)	電気料金メニュー約款 (ラブちゃんでんき) 東北/東京/中部/関西/中国/四国				
第1条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。 <u>料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u>				
第4条 第1項  東北 東京 中部	1.ラブちゃんでんき (東北 B/東京 B/中部 B) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は <u>50ヘルツ</u> （中部北陸エリアは <u>60ヘルツ</u> ）といたします。	1. ラブちゃんでんき (東北 B/東京 B/中部 B) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は <u>以下のとおり</u> といたします。 <table border="1" data-bbox="901 1594 1465 1888"> <tr> <td>東北、東京エリア</td> <td><u>標準周波数 50ヘルツ</u> (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は<u>60ヘルツ</u>)</td> </tr> <tr> <td>中部エリア</td> <td><u>標準周波数 60ヘルツ</u> (長野県の一部は<u>50ヘルツ</u>)</td> </tr> </table>	東北、東京エリア	<u>標準周波数 50ヘルツ</u> (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は <u>60ヘルツ</u> )	中部エリア	<u>標準周波数 60ヘルツ</u> (長野県の一部は <u>50ヘルツ</u> )
東北、東京エリア	<u>標準周波数 50ヘルツ</u> (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は <u>60ヘルツ</u> )					
中部エリア	<u>標準周波数 60ヘルツ</u> (長野県の一部は <u>50ヘルツ</u> )					
	(4) 電気料金 1月の料金は、 <u>以下</u> に定める基本料金、電力量料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただ	(4)電気料金 1月の料金は、 <u>別紙4（料金メニュー表）</u> に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、				

し、電力量料金は、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

（東北エリア）

契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,108 円 30 銭
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭

（東京エリア）

契約電流 20 アンペア	480 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	720 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	960 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,201 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,441 円 44 銭

（中部エリア）

契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

（東北エリア）

120キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 51 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 19 銭
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 07 銭

（東京エリア）

120キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 28 銭
上記超過 1 キロワット時	38 円 24 銭

本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき別紙4（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙4（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

	<table border="1"> <tr> <td>につき (中部エリア)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>21 円 36 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>24 円 94 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 35 銭</td> </tr> </table> <p>(c)最低月額料金 (a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。 (東北エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>314 円 79 銭</td> </tr> </table> <p>(東京エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>235 円 84 銭</td> </tr> </table> <p>(中部エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>266 円 06 銭</td> </tr> </table>	につき (中部エリア)		120キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 36 銭	120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 94 銭	上記超過 1 キロワット時につき	26 円 35 銭	1 契約につき	314 円 79 銭	1 契約につき	235 円 84 銭	1 契約につき	266 円 06 銭	<p>(c)最低月額料金 (a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙4(料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p>
につき (中部エリア)																
120キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 36 銭															
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 94 銭															
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 35 銭															
1 契約につき	314 円 79 銭															
1 契約につき	235 円 84 銭															
1 契約につき	266 円 06 銭															
<p>第4条 第2項</p> <p>東北 東京 中部</p>	<p>3.ラブちゃんでんき(東北C/東京C/中部C) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツ(中部、北陸エリアは60ヘルツ)といたします。</p> <p>(4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)</p>	<p>2.ラブちゃんでんき(東北C/東京C/中部C) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>東北、東京エリア</td> <td>標準周波数50ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td>中部エリア</td> <td>標準周波数60ヘルツ (長野県の一部は50ヘルツ)</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p>	東北、東京エリア	標準周波数50ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60ヘルツ)	中部エリア	標準周波数60ヘルツ (長野県の一部は50ヘルツ)										
東北、東京エリア	標準周波数50ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60ヘルツ)															
中部エリア	標準周波数60ヘルツ (長野県の一部は50ヘルツ)															

によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとしします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(東北エリア)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭
---------------------	------------

(東京エリア)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 24 銭
---------------------	------------

(中部エリア)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(東北エリア)

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
---------------------------	-----------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 19 銭
---	-----------

上記超過 1 キロワット時につき	38 円 07 銭
------------------	-----------

(東京エリア)

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 00 銭
---------------------------	-----------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 75 銭
---	-----------

上記超過 1 キロワット時につき	36 円 72 銭
------------------	-----------

(中部エリア)

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 36 銭
---------------------------	-----------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 32 銭
---	-----------

上記超過 1 キロワット時につき	26 円 92 銭
------------------	-----------

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 4 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 4 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

第 4 条 第 1 項

関西  
中国  
四国

1. ラブちゃんでんき (関西 A/中国 A/A)

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

3. ラブちゃんでんき (関西 A/中国 A/A)

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

（関西エリア）

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	378円42銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円32銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円51銭
	上記超過1キロワット時につき	26円36銭

（中国エリア）

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで一律	657円84銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	32円85銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円46銭
	上記超過1キロワット時につき	38円69銭

（四国エリア）

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで一律	667円00銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30円66銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35円93銭
	上記超過1キロワット時につき	37円74銭

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙4（料金メニュー表）に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙4（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

<p>第4条 第2項</p> <p>関西 中国 四国</p>	<p>3. ラブちゃんでんき（関西 B/中国 B/B）</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、<u>標準周波数 60 ヘルツ</u>といたします。</p> <p>(4) 電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載の X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 (関西エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 1317 836 1393"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>416 円 94 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 1429 836 1505"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>376 円 55 銭</td> </tr> </table> <p>(四国エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 1541 836 1617"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>397 円 10 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 (関西エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 1787 836 2051"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 92 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>19 円 09 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>22 円 31 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p> <table border="1" data-bbox="264 2087 836 2123"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キ</td> <td>30 円 15 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	416 円 94 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	376 円 55 銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 92 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 09 銭	上記超過 1 キロワット時につき	22 円 31 銭	120 キロワット時までの 1 キ	30 円 15 銭	<p>4. ラブちゃんでんき（関西 B/中国 B/B）</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、<u>以下のとおり</u>といたします。</p> <table border="1" data-bbox="890 474 1477 533"> <tr> <td>関西、中国、四国エリア</td> <td>標準周波 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1月の料金は、別紙 4（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 4（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 4（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。</p>	関西、中国、四国エリア	標準周波 60 ヘルツ
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	416 円 94 銭																	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	376 円 55 銭																	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭																	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 92 銭																	
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 09 銭																	
上記超過 1 キロワット時につき	22 円 31 銭																	
120 キロワット時までの 1 キ	30 円 15 銭																	
関西、中国、四国エリア	標準周波 60 ヘルツ																	

	<table border="1"> <tr> <td>ロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td>36 円 25 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時に つき</td> <td>36 円 82 銭</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(四国エリア)</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時までの1キ ロワット時につき</td> <td>27 円 26 銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td>31 円 21 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時に つき</td> <td>32 円 65 銭</td> </tr> </table>	ロワット時につき		120キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1キロワット時につき	36 円 25 銭	上記超過 1 キロワット時に つき	36 円 82 銭	(四国エリア)		120キロワット時までの1キ ロワット時につき	27 円 26 銭	120キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1キロワット時につき	31 円 21 銭	上記超過 1 キロワット時に つき	32 円 65 銭	
ロワット時につき																
120キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1キロワット時につき	36 円 25 銭															
上記超過 1 キロワット時に つき	36 円 82 銭															
(四国エリア)																
120キロワット時までの1キ ロワット時につき	27 円 26 銭															
120キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1キロワット時につき	31 円 21 銭															
上記超過 1 キロワット時に つき	32 円 65 銭															
<p>第4条 第3項</p> <p>東北 東京 中部 関西 中国 四国</p>	<p>5. ラブちゃんでんき 低圧電力 (東北/東京/中部/関西/中国/四国)</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(東北エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,199 円 69 銭</td> </tr> </table> <p>(東京エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,048 円 70 銭</td> </tr> </table> <p>(中部エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,098 円 65 銭</td> </tr> </table> <p>(関西エリア)</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>993 円 04 銭</td> </tr> </table> <p>(中国エリア)</p>	契約電力1キロワットにつき	1,199 円 69 銭	契約電力1キロワットにつき	1,048 円 70 銭	契約電力1キロワットにつき	1,098 円 65 銭	契約電力1キロワットにつき	993 円 04 銭	<p>5. ラブちゃんでんき 低圧電力 (東北/東京/中部/関西/中国/四国)</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>1月の料金は、別紙4(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙4(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>						
契約電力1キロワットにつき	1,199 円 69 銭															
契約電力1キロワットにつき	1,048 円 70 銭															
契約電力1キロワットにつき	1,098 円 65 銭															
契約電力1キロワットにつき	993 円 04 銭															

契約電力 1 キロワットにつき	981 円 20 銭
-----------------	------------

(四国エリア)

契約電力 1 キロワットにつき	1,094 円 39 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1 に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2 に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

(東北エリア)

夏季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	27 円 22 銭
	上記超過1キロワット時につき	40 円 83 銭
その他季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	25 円 77 銭
	上記超過1キロワット時につき	38 円 66 銭

(東京エリア)

夏季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	27 円 50 銭
	上記超過1キロワット時につき	41 円 24 銭
その他季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	25 円 92 銭
	上記超過1キロワット時につき	38 円 88 銭

(中部エリア)

夏季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	17 円 12 銭
	上記超過1キロワット時につき	25 円 63 銭
その他季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	15 円 57 銭
	上記超過1キロワット時につき	23 円 31 銭

(関西エリア)

夏季	契約電力×120 キロワット	14 円 62 銭
----	----------------	-----------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 4 (料金メニュー表) にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1 に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2 に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

	料金	ット時までの1キロワット時あたり	
		上記超過1キロワット時につき	21 円 93 銭
	その他季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	13 円 13 銭
		上記超過1キロワット時につき	19 円 71 銭
	(中国エリア)		
	夏季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	27 円 00 銭
		上記超過1キロワット時につき	40 円 47 銭
	その他季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	25 円 71 銭
		上記超過1キロワット時につき	38 円 54 銭
	(四国エリア)		
	夏季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	24 円 71 銭
		上記超過1キロワット時につき	38 円 97 銭
その他季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	23 円 38 銭	
	上記超過1キロワット時につき	36 円 81 銭	

新設 別紙 4  料金 メニュー 表  東北 東京 中部 関西 中国 四国	(新設)		
	別紙 4 料金メニュー表		
	1.東北エリア		
	(1) ラブちゃんでんき東北 B		
		区分	ラブちゃんでんき 東北 B
	基本 料金	契約電流 20A	522.48 円
		契約電流 30A	783.72 円
		契約電流 40A	1,044.96 円
		契約電流 50A	1,306.20 円
		契約電流 60A	1,567.44 円
	電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	18.42 円
		120kWh をこ え 300kWh まで	23.56 円
300kWh 超過		25.19 円	
最低月額料金		335.34 円	

## (2) ラブちゃんでんき東北 C

区分		ラブちゃんでんき 東北 C
基本 料金	契約容量 1kVAにつき	316.24 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	17.89 円
	120kWh をこ え 300kWh ま で	22.16 円
	300kWh 超過	24.79 円

## (3) ラブちゃんでんき東北低圧電力

区分		ラブちゃん でんき 東北低圧電 力	
基本 料金	契約電力 1kW につき	952.38 円	
電力 量料 金 (1kW hに つき)	夏季 料金	契約電力 ×150kWh まで	17.40 円
		上記超過	26.10 円
	その 他季 料金	契約電力 ×150kWh まで	15.71 円
		上記超過	23.57 円

## 2.東京エリア

## (1) ラブちゃんでんき東京 B

区分		ラブちゃんでんき 東京 B
基本 料金	契約電流 20A	<u>513.50 円</u>
	契約電流 30A	<u>770.25 円</u>
	契約電流 40A	<u>1,027.00 円</u>
	契約電流 50A	<u>1,283.75 円</u>
	契約電流 60A	<u>1,540.50 円</u>
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	<u>29.80 円</u>
	120kWh をこ え 300kWh ま で	<u>35.08 円</u>
	300kWh 超過	<u>38.04 円</u>
最低月額料金		<u>328.08 円</u>

## (2) ラブちゃんでんき東京 C

区分		ラブちゃんでんき 東京 C
基本 料金	契約容量 1kVAにつき	<u>311.75 円</u>
電力 量料	最初の 120kWh まで	<u>29.80 円</u>

金 (1kW hに つき)	120kWh をこ え 300kWh ま で	34.55 円
	300kWh 超過	36.52 円

(3) ラブちゃんでんき東京低圧電力

区分		ラブちゃんでんき 東京低圧電 力	
基本 料金	契約電力 1kW につき	1,066.08 円	
電力 量料 金 (1kW hに つき)	夏季 料金	契約電力 ×150kWh まで	27.15 円
		上記超過	40.71 円
	その 他季 料金	契約電力 ×150kWh まで	25.57 円
		上記超過	38.36 円

3.中部エリア

(1) ラブちゃんでんき中部 B

区分		ラブちゃんでんき 中部 B
基本 料金	契約電流 20A	642.28 円
	契約電流 30A	963.42 円
	契約電流 40A	1,284.56 円
	契約電流 50A	1,605.70 円
	契約電流 60A	1,926.84 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最初の 120kWh まで	21.23 円
	120kWh をこ え 300kWh まで	24.81 円
	300kWh 超過	26.22 円
最低月額料金		277.09 円

(2) ラブちゃんでんき中部 C

区分		ラブちゃんでんき 中部 C
基本 料金	契約容 量 1kVA につき	321.14 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最 初 の 120kWh まで	21.23 円
	120kWh をこ え 300kWh ま で	25.19 円
	300kWh 超過	26.79 円

(3) ラブちゃんでんき中部低圧電力

区分		ラブちゃんでんき 中部低圧電
----	--	-------------------

			力
基本料金	契約電力 1kW につき		<u>1,124.06 円</u>
電力量料金 (1kW h につき)	夏季料金	契約電力 ×150kWh まで	<u>16.87 円</u>
		上記超過	<u>25.26 円</u>
	その他季料金	契約電力 ×150kWh まで	<u>15.32 円</u>
		上記超過	<u>22.94 円</u>

#### 4.関西エリア

##### (1) ラブちゃんでんき関西 A

区分		ラブちゃんでんき 関西 A
最低料金	最初の 15kWh まで 一律	<u>467.59 円</u>
電力量料金 (1kW h につき)	15kWh をこ え 120kWh まで	<u>20.22 円</u>
	120kWh をこ え 300kWh まで	<u>24.41 円</u>
	300kWh 超過	<u>26.25 円</u>

##### (2) ラブちゃんでんき関西 B

区分		ラブちゃんでんき 関西 B
基本料金	契約容量 1kVA につき	<u>447.21 円</u>
電力量料金 (1kW h につき)	最初の 120kWh まで	<u>17.82 円</u>
	120kWh をこ え 300kWh まで	<u>18.99 円</u>
	300kWh 超過	<u>21.20 円</u>

##### (3) ラブちゃんでんき関西低圧電力

区分		ラブちゃんでんき 関西低圧電力	
基本料金	契約電力 1kw につき	<u>1,024.91 円</u>	
電力量料金 (1kW h につき)	夏季料金	契約電力 ×150kWh まで	<u>14.54 円</u>
		上記超過	<u>21.53 円</u>
	その他季料金	契約電力 ×150kWh まで	<u>13.04 円</u>
		上記超過	<u>19.29 円</u>

#### 5.中国エリア

##### (1) ラブちゃんでんき中国 A

区分		ラブちゃんでんき 中国 A
----	--	------------------

最低料金	最初の15kWhまで一律	704.85 円
電力量料金 (1kWhにつき)	15kWh をこえ120kWhまで	32.77 円
	120kWh をこえ300kWhまで	38.38 円
	300kWh 超過	38.61 円

(2) ラブちゃんでんき中国 B

区分		ラブちゃんでんき 中国 B
基本料金	契約容量 1kVAにつき	392.62 円
電力量料金 (1kWhにつき)	最初の120kWhまで	30.07 円
	120kWh をこえ300kWhまで	36.17 円
	300kWh 超過	36.74 円

(3) ラブちゃんでんき中国低圧電力

区分		ラブちゃんでんき 中国低圧電力	
基本料金	契約電力 1kWにつき	997.27 円	
電力量料金 (1kWhにつき)	夏季料金	契約電力×130kWhまで	26.82 円
		上記超過	40.20 円
	その他季料金	契約電力×130kWhまで	25.53 円
		上記超過	38.27 円

6.四国エリア

(1) ラブちゃんでんき A

区分		ラブちゃんでんき A
最低料金	最初の15kWhまで一律	667.00 円
電力量料金 (1kWhにつき)	15kWh をこえ120kWhまで	30.66 円
	120kWh をこえ300kWhまで	35.93 円
	300kWh 超過	37.74 円
区分		ラブちゃんでんき A+
最低料金	最初の15kWhまで一律	654.65 円

		電力量料金 (1kW hにつき)	15kWh をこ え 120kWh ま で	30.04 円	
			120kWh をこ え 300kWh ま で	36.47 円	
			300kWh 超過	39.87 円	
		区分		ラブちゃんでんき オトク	
		最低 料金	最 初 の 15kWh ま で 一律	667.00 円	
		電力量料金 (1kW hにつき)	15kWh をこ え 120kWh ま で	30.66 円	
			120kWh をこ え 300kWh ま で	37.28 円	
			300kWh 超過	36.82 円	
		区分		ラブちゃんでんき ゼロ	
		電力量料金 (1kW hにつき)	1kWh をこえ 400kWh まで	35.60 円	
			400kWh 超過	40.29 円	
		(2) ラブちゃんでんき B			
区分		ラブちゃんでんき B			
基本 料金	契 約 容 量 1kVA につき	397.10 円			
電力量料金 (1kW hにつき)	最 初 の 120kWh まで	27.26 円			
	120kWh をこ え 300kWh ま で	31.21 円			
	300kWh 超過	32.65 円			
(3) ラブちゃんでんき低圧電力					
区分		ラブちゃん でんき 低圧電力			
基本 料金	契約電力 1kW につき	1,094.36 円			
電力量料金 (1kW hにつき)	夏季 料金	契 約 電 力 ×70kWh まで	24.71 円		
		上記超過	38.97 円		
	その 他季 料金	契 約 電 力 ×70kWh まで	23.38 円		
		上記超過	36.81 円		
(4) ラブちゃんでんき e-プラン H					
基本料金					

	<table border="1"> <tr> <td>1 契約につき最初の 10 キロワットまで</td> <td>1,597 円 51 銭</td> </tr> <tr> <td>上記をこえる 1 キロワットにつき</td> <td>561 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>電力量料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>49 円 29 銭</td> <td>43 円 14 銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>平日リビングタイム</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>41 円 67 銭</td> </tr> </table> <p>休日デイトタイム</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>37 円 14 銭</td> </tr> </table> <p>ナイトタイム</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>27 円 06 銭</td> </tr> </table> <p>(5)ラブちゃんでんき e-プランL</p> <p>基本料金</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき最初の 10 キロワットまで</td> <td>1,158 円 83 銭</td> </tr> <tr> <td>上記をこえる 1 キロワットにつき</td> <td>429 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>電力量料金</p> <p>デイトタイム</p> <table border="1"> <tr> <td>40 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>34 円 66 銭</td> </tr> <tr> <td>40 キロワット時をこえ 90 キロワット時までの</td> <td>41 円 90 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>50 円 75 銭</td> </tr> </table> <p>リビングタイム</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>41 円 79 銭</td> </tr> </table> <p>ナイトタイム</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>27 円 06 銭</td> </tr> </table>	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1,597 円 51 銭	上記をこえる 1 キロワットにつき	561 円 00 銭		夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	49 円 29 銭	43 円 14 銭	1 キロワット時につき	41 円 67 銭	1 キロワット時につき	37 円 14 銭	1 キロワット時につき	27 円 06 銭	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1,158 円 83 銭	上記をこえる 1 キロワットにつき	429 円 00 銭	40 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 66 銭	40 キロワット時をこえ 90 キロワット時までの	41 円 90 銭	上記超過 1 キロワット時につき	50 円 75 銭	1 キロワット時につき	41 円 79 銭	1 キロワット時につき	27 円 06 銭
1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1,597 円 51 銭																														
上記をこえる 1 キロワットにつき	561 円 00 銭																														
	夏季料金	その他季料金																													
1 キロワット時につき	49 円 29 銭	43 円 14 銭																													
1 キロワット時につき	41 円 67 銭																														
1 キロワット時につき	37 円 14 銭																														
1 キロワット時につき	27 円 06 銭																														
1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1,158 円 83 銭																														
上記をこえる 1 キロワットにつき	429 円 00 銭																														
40 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 66 銭																														
40 キロワット時をこえ 90 キロワット時までの	41 円 90 銭																														
上記超過 1 キロワット時につき	50 円 75 銭																														
1 キロワット時につき	41 円 79 銭																														
1 キロワット時につき	27 円 06 銭																														